

## 登録免許税非課税証明に係る手続き

登録免許税法第4条により、宗教法人が、「専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する」境内建物及び境内地の権利の取得登記については、登録免許税を課さないとされています。この非課税措置を受けるためには、法務局にて登記申請の際に当該不動産の所在地の都道府県知事の非課税証明書の添付が必要とされています。

### 1 手続きの順序

証明願提出 → 現地調査 → 証明

おおむね1か月程度

申請書類の内容を審査し、問題がなければ日程調整の上で現地調査を実施し、現に当該宗教法人又はその包括する宗教法人の宗教本来の用に供されているかどうかを実地にて確認します。

### 2 留意事項

- ① 登録免許税の非課税の証明にあたっては、宗教法人が「現に」「宗教本来の用」に供されていることが要件となります。原則として、宗教本来の用以外の用途（収益事業等）に使用されている場合や、申請時点で宗教の用に供されることが不確定・不確実な状態である場合は、非課税の証明はできません。
- ② 宗教法人法その他法令等により、宗教法人がその宗教本来の用に使用することが制限される不動産の権利の取得登記については、登録免許税の非課税証明の対象になりません。当該不動産の使用にあたっては、その他法令等を所管する行政庁にご相談ください。

例：市街化調整区域、農家住宅、農地、建築確認を全く経ていない建築物 など

### 3 申請書類及び添付書類

- ◎ 登録免許税非課税証明願（別紙様式「県提出用」・「証明用」を各1部）
  - ・ 県提出用のみに奈良県収入証紙500円分を貼付してください。  
※消印はしないでください。収入印紙ではありません。
  - ・ 法務局に登録されている代表役員印を押印願います。
  
- ◎ 添付書類 …各1部  
別紙（裏面）のとおり

- ① 責任役員会議事録の写し（代表役員が原本証明したもの）
- ア 土地・建物の取得に係るものは、取得を決議したもの。
  - イ 建物の新築については、建築及び建物保存登記を行うことを決議したもの。
- ② ①以外で規則により必要とされている手続きがある場合はそれを経たことを証する書類の写し（代表役員が原本証明したもの）
- 例：総代会の同意書、包括団体の承認書 など
- ③ 対象物件の使用説明書（宗教の用途を具体的かつ詳細に説明したもので、当該物件を使用して行う儀式行事の開催状況や参加人数、施設の必要性等を具体的に記載する。）
- ④ 対象物件の登記事項証明書（新築建物の場合は表示登記が必要）
- ⑤ 所有権移転登記の場合、法人が所有することを証明する書類
- ア 売買の場合は、売買契約書の写し
  - イ 寄附の場合は、寄附証書の写し
  - ウ 交換の場合は、交換契約書の写し
  - エ 上記以外の場合は、その他所有することを証明する書類
- 例：新築建物の場合→建物引渡書 など
- ⑥ ≪土地の場合≫
- ア 法務局備付けの公図又は地籍図、地積測量図の写し
  - イ ア地積測量図の備付けがない場合 土地の形状がわかる図面（測量図面等）
  - ウ 敷地内における建物配置図（建物用途を明記したもの）
  - エ 地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し
- ⑦ ≪建物の場合≫
- ア 敷地内における建物配置図
  - イ 建物の平面図（各部屋の宗教上の用途や名称を明記したもの）
  - ウ 建築確認通知書及び検査済証の写し
- ⑧ 付近の地図
- ⑨ 対象物件の写真
- ア 対象物件が特定できるように撮影したもの
  - イ 境内地の場合は、礼拝施設の主神等を撮影したものを含める。
  - ウ 建物の場合は、外観及び各部屋の内部を撮影したものを含める。
- ※ なお、宗教法人法第 23 条（財産処分等の公告）に該当する場合は、公告証明書、公告文の写し及び公告したことの状況がわかる写真等の添付が必要です。（借入れがある場合や新築建物である場合は、特に注意してください。）
- <所轄庁が奈良県知事以外の宗教法人の場合>
- ⑩ 宗教法人登記事項証明書
- ⑪ 宗教法人規則